

社会福祉法人愛の園福祉会

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人愛の園福祉会の役員及び評議員等の報酬等について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本規程でいう役員等とは、理事・監事、評議員、評議員選任・解任委員会委員をいう。

(報酬及び日当・交通費)

第3条 役員等に対する月ごとの報酬は当分の間、支給しないものとする。

2 役員等が理事会若しくは評議員会に出席した時の日当・交通費は以下の表によるものとする。但し、交通費の実費が、費用弁償基準額を超える場合には、その実費とする。又、施設の職員を兼務する役員についてはこの対象とはしない。

区分	日当	費用弁償基準額
役員等	15,000円	5,000円

(出張旅費)

第4条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、次により日当、宿泊費及び旅費を支給することができる。但し、施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限りこれを適用する。

区分	日当	宿泊費上限（実費精算）	旅費
役員・評議員	15,000円	20,000円	実費精算

2 旅費は実情を考慮し増額することができる。増額する場合は以下の基準を適用する。

航空運賃	鉄道運賃	船賃
通常はエコノミークラス とし、それ以外の場合は 理事会の承認を得るもの とする。	新幹線：指定席料金 在来線・在来線特： グリーン料金	一等

3 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い出張終了後精算することができる。

(贈答)

第5条 理事長は、役員等への日頃の感謝の意を表すことを目的として、年2回贈答品を贈ることができる。但し、施設の職員を兼務する役員についてはこの対象とはしない。

2 贈答品の金額はその年度の予算に応じて、1回につき10,000円を上限とする。

(改廃)

第6条 この規程は、理事会の審議を経て、評議員会が定めるものとする。

附 則

この規程は、2017年（平成29年）年4月1日より適用する。